

11月12日（木） 知事会見

- 1 長野県の感染状況
- 2 感染警戒レベルの基準を修正（11/12～）
- 3 長野圏域、北信圏域を「レベル3」に引き上げ
「新型コロナウイルス警報」を発出

1 長野県の感染状況

2 感染警戒レベルの基準を修正(11/12～)

3 長野圏域、北信圏域を「レベル3」に引き上げ 「新型コロナウイルス警報」を発出

長野県の感染状況

(人)

80

70

60

50

40

30

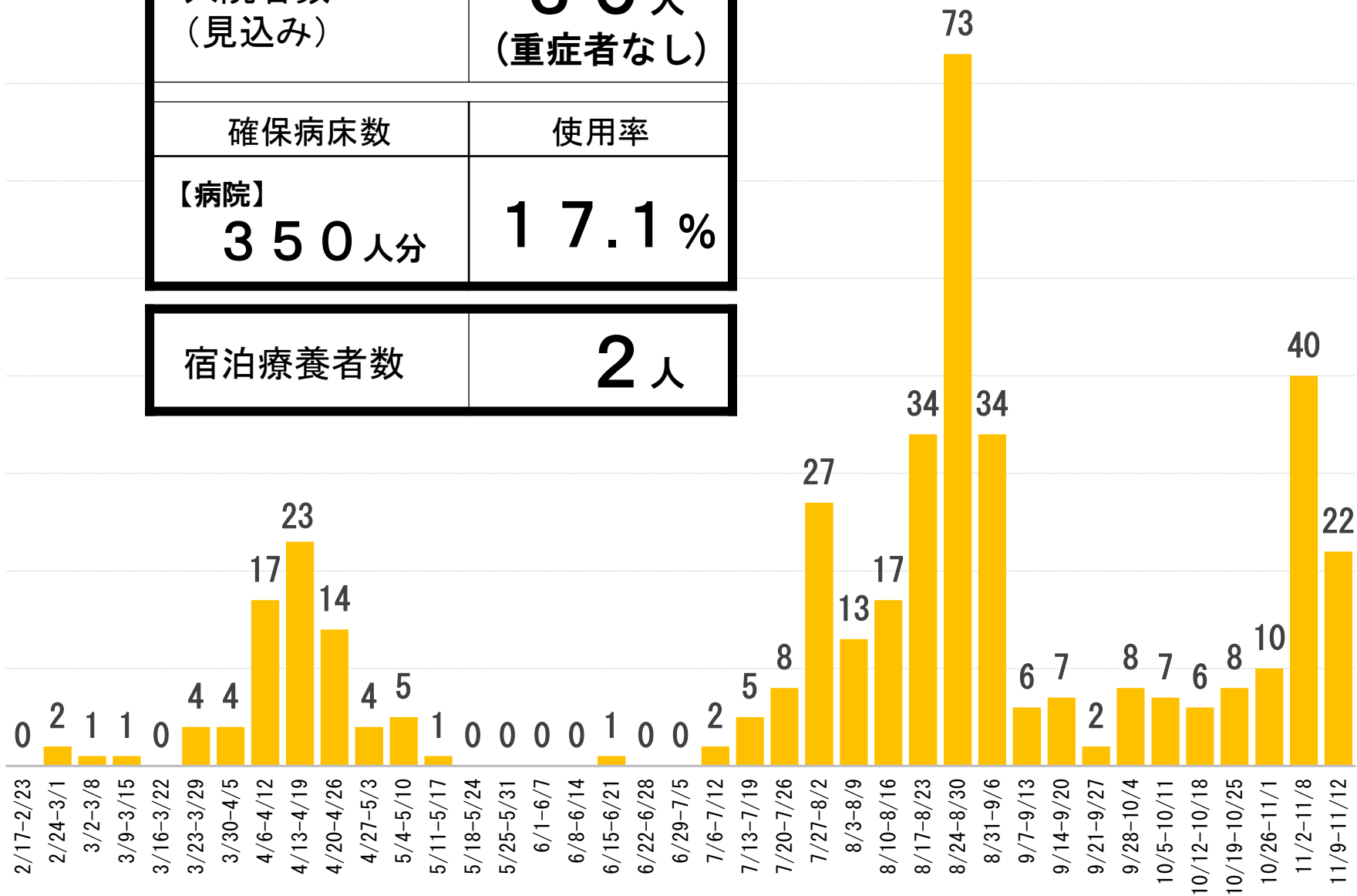
20

10

0

入院者数 (見込み)	60人 (重症者なし)
確保病床数	使用率
【病院】 350人分	17.1%
宿泊療養者数	2人

11/12 (木) 12時現在



1 長野県の感染状況

2 感染警戒レベルの基準を修正(11/12~)

3 長野圏域、北信圏域を「レベル3」に引き上げ 「新型コロナウイルス警報」を発出

○修正のポイント

① 圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加

圏域の感染警戒レベルを判断するための基準に、感染リスクの高い事例の発生以外に、直近1週間の新規感染者数をレベルごとに設定します。

② 全県の基準の「直近1週間の新規感染者数」の目安を変更

第2波の状況や入院措置の見直しにより、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されていることを踏まえ、適切な数値に変更します。

○修正の理由

- ・ 第2波の状況（重症者が少ない）や、入院措置の見直しに伴い、感染者のうち、宿泊療養・自宅療養に移行する者の割合が増えたこと等により、医療提供体制への負荷が軽減されたこと。
- ・ 医療提供・検査体制が充実したため、一定程度感染者が増加した場合も受け入れることができる状況になっていること。
- ・ 第2波では、特定圏域での感染が顕著に拡大するケースが主であり、圏域の基準を整備する必要があること。
- ・ 感染防止対策と社会経済活動との両立のため、より実態に即した感染防止対策を行う必要があること。

【全県】新たな感染警戒レベル

11月12日～



感染警戒レベル		基準（目安）		
		要件 1	要件 2	要件 3
1	平常時	— 直近 1 週間、人口10万人 当たりの新規感染者数	—	—
2	注意報	1.0 人以上	2 週連続で上昇するなど 悪化	さらに感染が 増加していく おそれ
3	警 報	2.5 人以上	〃	〃
4	特別警報	5.0 人以上	〃	〃
5	非常事態宣言 （県独自） 国のステージⅢ相当	概ね 10.0 人以上	重要指標 ① 入院者 25%以上 受入可能病床数 ② 重症者 25%以上 受入可能病床数	さらに感染が 拡大すれば、 医療が提供で きなくなるお それ
6	緊急事態宣言 （特措法に基づく） 国のステージⅣ相当	国による、特措法に基づく「緊急事態宣言」が、長野県を対象に 発出された場合		

【圏域別】新たな感染警戒レベル

11月12日～



感染警戒レベル		基準（目安）		
		要件 1	要件 2	
1	平常時	—		
		直近 1 週間、人口10万人当たりの新規感染者数		
2	注意報	2.0 人以上	<木曽、大町、北信> 4 人以上	① 濃厚接触者が不特定の事例 ② クラスター ③ 多数の感染経路が不明の事例 上記のようなリスクの高い事例が発生し、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれ
3	警報	5.0 人以上	8 人以上	
4	特別警報	10.0 人以上	16 人以上	
5	非常事態宣言 （県独自） 国のステージⅢ相当	概ね 20.0 人以上	概ね 31 人以上	さらに感染が拡大すれば、全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれ
6	緊急事態宣言 （特措法に基づく） 国のステージⅣ相当	国による、特措法に基づく「緊急事態宣言」が、長野県を対象に発出された場合		

1 長野県の感染状況

2 感染警戒レベルの基準を修正(11/12～)

3 長野圏域、北信圏域を「レベル3」に引き上げ 「新型コロナウイルス警報」を発出

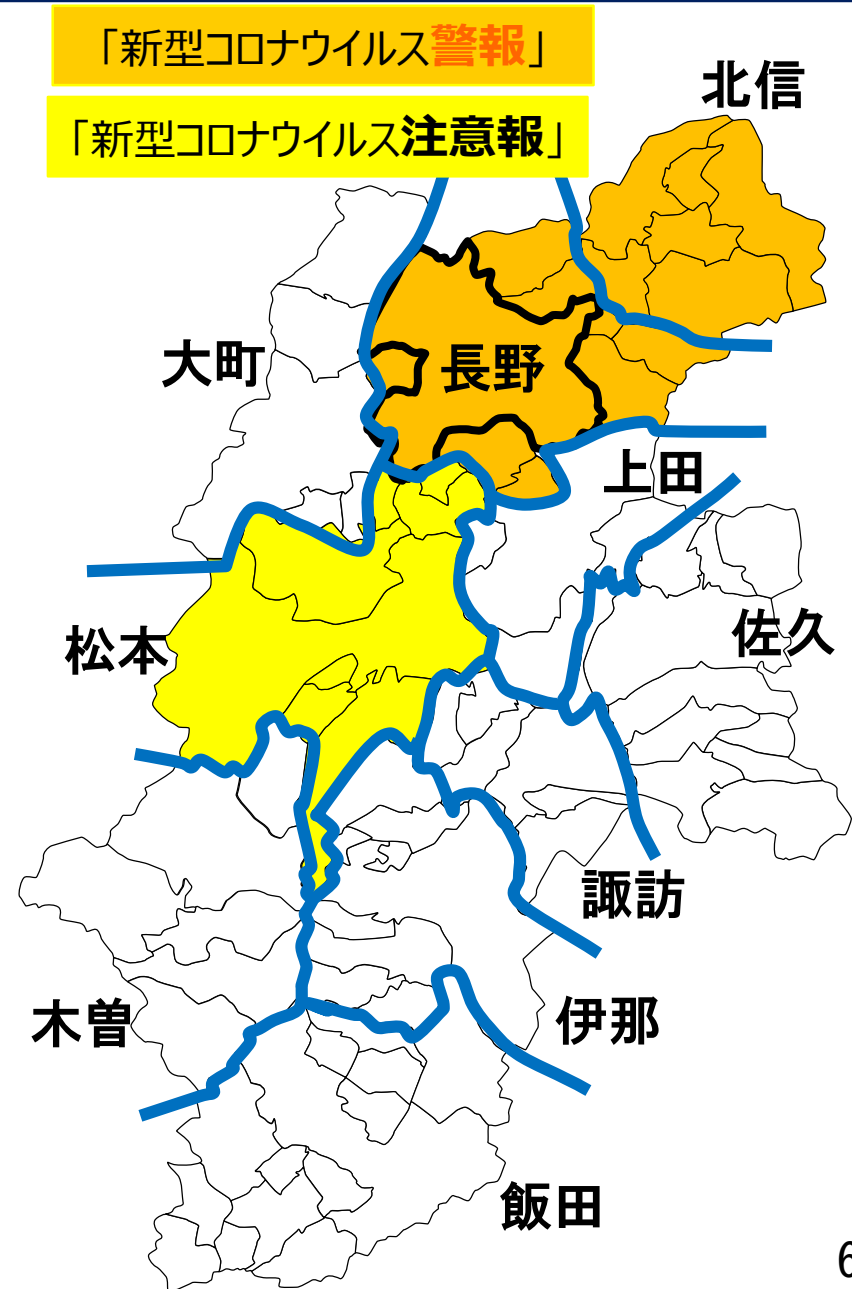
長野圏域、**北信**圏域の感染警戒レベルを
「**レベル3**」に引き上げ、両圏域に対して
「**新型コロナウイルス警報**」を発出します

「**新型コロナウイルス警報**」とは

- ㊦ 感染の拡大に警戒が必要
- ㊦ 徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図る

長野・北信に「新型コロナウイルス警報」を発出

圏域 (保健所管内)	新規感染 確認者数 (11/5~11/11)	圏域人口10万人 あたりの 新規感染者数
佐久	0	—
上田	0	—
諏訪	3	1.56
伊那	5	2.78
飯田	0	—
木曾	1	3.93
松本	1	0.23
大町	0	—
長野	33	6.24
北信	13	15.81
全県	56	2.74



- ① 「クラスター対策チーム」を派遣し、クラスターの発生を予防
- ② 積極的な検査を実施
- ③ 地方部の「ガイドライン周知・推進チーム」により、事業者にはガイドライン遵守を強力に働きかけ
- ④ 市町村と連携した感染防止ための情報発信の強化

4つの対策の徹底を！

(県民の皆様、長野県を訪問する皆様)

① 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動

⇒ 会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避ける

⇒ 店舗等の講じている感染防止対策にご協力を

② 感染者が多数発生している地域との往来は十分注意

③ 発熱等の症状があり、心配な時は保健所等へ電話

(事業者の皆様)

④ 事業所における感染防止対策の徹底

⇒ 居場所の切り替わりにより気の緩みや環境の変化に注意を

⇒ 感染拡大防止ガイドラインの遵守を

- 感染拡大に警戒が必要であり、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。
- 長野県として拡大防止に全力で取り組みますので、積極的にご協力をいただきますよう、お願いします。

以下の期間に当該店舗を訪れた方は、病状の有無にかかわらず、
長野市保健所に相談をお願いします。

店 舗 「クラブ ハート オブ ピナイ」 (飲食業)
(長野市権堂町1439)

接触期間 10月28日(水)から11月1日(日)まで、
11月4日(水)、11月5日(木)

長野市保健所 ☎ **0 2 6 - 2 2 6 - 9 9 6 0**
(8:30~17:15)